

ビジネスサポートQ&A

経営



<著者> Profile

税理士・中小企業診断士 知野 福一郎

第四銀行本店貸付第1課次長にて退職後、昭和47年7月に事務所を開設。会計事業をはじめ、事業承継、M&A、相続対策などあらゆる面で中小企業の相談に応じている。札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

中小企業金融円滑化法終了に伴う 金融機関対策 その一

Q いよいよ三月末で金融円滑化法が期限切れになりますね。

A 厳しい景気低迷を考えると、何の対策もなしに終結させるのか疑問もありますが、ある意味、融資先企業に対する厳しい指摘を控えざるを得なかった金融機関の融資態度について何らかの見直しが行われると考えるべきです。

1...融資態度は変化するのか

しかし、金融機関自身も、この制度の期限切れによって、急激に、これまでと全く異なる厳しい姿勢に転換することを避けたいと考えているのではないでしょうか。

①円滑化法終了後によってリスク（借入条件の変更）に応じる努力義務が無くなったとしても、金融監督庁による検査マニュアルが、これまで通り「実現可能性が高く抜本的な経営改善計画があれば要注意債権と判断しなくても良い」としていること。
②リスク要請に応じなかった結果、破綻する中小企業が激増すると、その金融機

関自体も不良債権の累増に伴い、自らの体力を失う結果になりかねません。

例えば、ある融資先に対する五百万円の貸付金が、金融庁の債務者区分によって管理債権と認定され、15%の貸倒引当金繰入が必要とされた場合を考えると、受取れる金利は、年間十五万円（五百万円×3%）ですが、貸倒引当金繰入額は七十五万円（五百万円×15%）となり、差引六十万円の損失が発生するわけですね。このような事態を避けるため、今後、企業の業績基準による選別融資を徹底し、支援する企業と、これ以上の融資は出来ないかと区分される企業との仕分けが明確に示されると考えられます。

2...円滑化法の期限切れまでにリスクの申し込めをするべきか

資金は企業の血液です、円滑化法終了の有無に関係なく自社の資金繰りを十分に把握し、迅速に行動することが重要です。

今のうちにリスクの申し込みをするべきか、悩んでいる経営者も相当数見受けられます。以下に示している留意事項

をよく検討し、早急に決断してください。

- ①リスクを要請すると基本的には、これから少なくとも三年程度の間、新規融資の申し込みは出来ないと考えてください。
 - ②手元資金が平均月商の一ヶ月程度を下回っており、さらに、現在の取引銀行全部から融資に応じられない旨の態度が示された場合リスク申請が必要です。
 - ③リスク交渉直前に新規の借入を行い、その後、半年以内にリスクの申し込みをしますと、貸出に応じた金融機関に「だまされた」との悪印象を与え、その後のリスク交渉が難航したケースがあり、この点も十分に考慮してください。
- 次回は、業績改善計画を中心に進めたいと考えています。

税理士法人知野会計事務所

札幌市中央区北一条西二丁目

北海道経済センタービル

☎011-251-5631

ビジネスサポートQ&A 法律



<著者>Profile

弁護士 橋本 昭夫

昭和47年に現在の橋本・大川合同法律事務所を開設。以来、上場企業をはじめとする数多くの企業の顧問弁護士に就任し、労働問題や債権回収、M&A、民事再生事件など、企業を取り巻く様々な法律問題の解決に携わっている。札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

遺産分割

Q 先日、父親が亡くなりました。父親には財産があり、兄弟間で分けようと思っているのですが、どのようにすればよいのでしょうか。

A まず、誰と話し合うべきかはそのものの出発点となるので、相続人の範囲を確認しましょう。

Q 相続人は私のほかに、母、兄と妹、甥二名であることが分かりました。次はどうすればいいですか？

A 故人が遺言を残されていないか確認してください。また、遺言がある場合でも、その遺言の有効性について相続人間で争いがあるかによって手続きが大きく異なります。

遺言がある場合で、かつ、遺言の有効性に争いが無い場合は、遺言に従って財産を分けて下さい（ただし、遺留分の問題は生じ得ますので、注意が必要です）。遺言があっても、その有効性に争いがある場合、訴訟などで当該遺言の有効性について確定させる必要があります。

遺言がない場合、または、遺言が無効であるとされた場合、相続人間で協議し

てどのように遺産を分割するか決めます。

Q 遺言について調査しましたが、父は遺言を作成していませんでした。次に何をすればよいでしょうか。

A 遺産分割協議の前提として、遺産の範囲を確定させる必要があります。

故人が占有・管理している財産の中には、他人または相続人が所有する財産が混入していることがあります。これら相続の対象とならない財産と、相続の対象となる故人の財産を切り分ける必要があります。

相続の対象となる財産か否かについて争いがある場合（例えば、相続人の中に、特定の財産について、「これはそもそも自分のものだから、相続の対象とならない」と主張している場合など）は、まず相続財産の範囲を訴訟などで確定する必要があります。

Q 遺産の範囲は確定できました。現預金のほか、不動産や、父が経営する会社の株式などがありますが、どの

ように分けられればよいでしょうか。

A 遺産の範囲が定まれば、それをどう分けるかは、相続人間で協議して決めます（なお、厳密に言えば、預金（特に普通預金）については、遺産分割によらず、当然相続分に応じて分割承継するとされていますが、相続人間のバランスを取るために、分割が容易な預金を用いられることも多いです）。

その際、不動産や株式については、価格評価が問題となります。相続税評価額など、一定の評価をもとに分割方法を検討することが多いです。

そのほかにも、特別受益や寄与分の問題など、相続の際に考慮すべき事項は多数ありますので、まずは弁護士などの専門家に相談するのがよいでしょう。

橋本・大川合同法律事務所

札幌市中央区北四条

西二十丁目一―一八

☎〇一―一六三一―三三〇〇